

# 有料化における課題等について

## 内 容

1	前回のまとめ	1
2	有料化の目的	2
3	アンケート（来庁者及び駐車場利用者）の結果精査	4
	（1）有料化に対する意向	4
	（2）視点別有料化に対する意向	7
	（3）有料化に条件付賛成の人の意向の分析	8
	（4）有料化時の車利用頻度の変化	9
	（5）目的外の利用に対する意見・要望	10
4	有料化における課題	11
	（1）有料化の対象となる駐車場（課題1）	11
	（2）駐車場の利用料金と利用時間（課題2）	13
	（3）減免対象の考え方（課題3、課題4）	17
	（4）収入の還元方法（課題5）	23
	（5）その他の課題	25
	（6）有料化の他に必要な事項	25

## 1 前回のまとめ

---

### (1) 区庁舎駐車場等の整備状況について

- ・ 18区庁舎の来庁者用駐車場は、中区の7台から都筑区の185台まで、区によって台数は様々であり、合計1,353台が整備されている。
- ・ 市庁舎の来庁者用駐車場は、耐震補強工事前は96台整備されていた。(現在は、工事の影響により60台～70台に縮小して運用)

### (2) 区庁舎駐車場等の問題点について

#### ① 駐車場が混雑して、すぐに利用できないことがある

- ・ 区庁舎駐車場は、特に乳幼児健診や催し物開催時に、駐車場の入庫待ちが発生している。また、市庁舎駐車場も市役所には課単位で200を超える部署があり、区庁舎駐車場と同じように混雑している。
- ・ このため、入庫待ち車両が車道や歩道をふさいでしまうことのあり、他の車や歩行者の通行の妨げになる等周辺の交通に影響が出ている。

#### ② 利用したい人が利用できていない

- ・ 一部には無用な長時間駐車をされる方や目的外の利用も見受けられ、本来利用したい人が利用できないといった状況の一因となっている。

#### ③ 大きなコストが発生している

- ・ 駐車場を安全・適正に運用するための駐車場整理員の人件費や機器の維持管理に多額の経費がかかっており、これらの経費は現在、市の一般会計から支払われている。

### (3) 有料化の検討について

- ・ 横浜市では、これまで様々な取組みを行った。  
(取組み例) 公共交通機関利用の積極的な呼掛け、駐車場の利用時間の制限、駐車場混雑予測のホームページへの掲載、閉庁時の有料化
- ・ しかしながら、駐車場に対する要望は増え続けており、十分な効果が上がっていない状況となっている。
- ・ そこで、平成18年度から、行政内部プロジェクトを立上げる等有料化を行った場合の政策・法制面、財政面等の課題について検討し、また、市民意見を把握するため、アンケート調査を行った。
- ・ 横浜市では今後の区庁舎駐車場等のあり方として、公平性、受益者負担や適正利用の促進の観点から、有料化を行う必要があると考えている。

### (4) 第1回懇談会でのご意見

- ・ 公平性の観点から受益者負担は必要であり、時代の流れとして有料化の方向に向かっているのではないかと思う。
- ・ 有料化に「賛成」の7割の中身をよく分析する必要がある。

## 2 有料化の目的

区庁舎駐車場等の有料化を図る目的は、主として次の2点による。

### 1 公平性・受益者負担

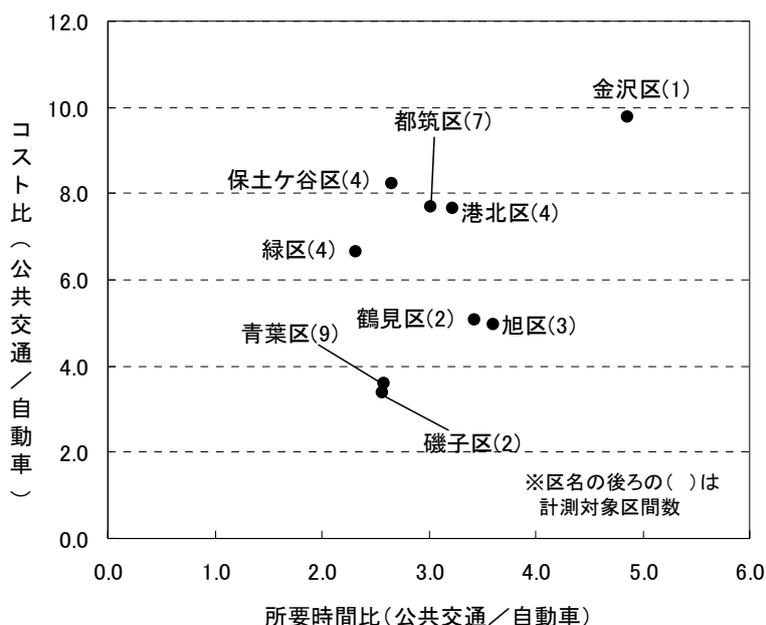
- 来庁手段は車以外にも徒歩、自転車、電車、バス等様々である。  
そこで、駐車場を利用する人は、一定空間を一時的に占有することから、負担の公平性の観点から、維持管理コストについて受益に応じた負担を求める。

#### 【受益者負担に関する考え方】

- 行政が提供するあらゆるサービスにはコストがかかっています。区庁舎駐車場等は来庁者の利便性の確保として、行政サービスの一環として設置しておりますが、駐車場を利用することについては、個人により必要性が異なり、選択性が高いサービスだと考えられます。
- このため、特定の受益者が受けるサービスについては、受益に応じた負担という観点から見直しが必要になります。

◆ **公共交通と自動車との所要時間比、コスト比**（9区アンケートにおいて、来庁手段として「車でくることが多い」と回答した人の割合が50%を超えている地区のデータを区別平均として算出）

- 自動車利用が多い地区の場合、公共交通利用者の要する時間やコストは、自動車利用者の数倍から、ケースによっては十倍近くにもなっている。

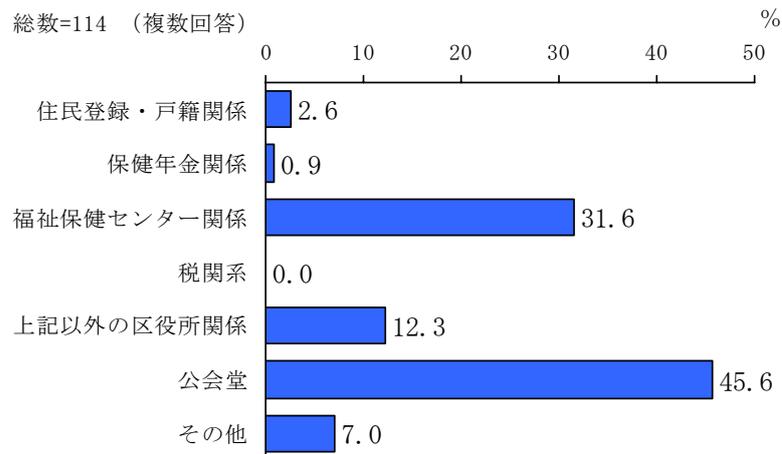


注) 所要時間：公共交通は鉄道・バスのダイヤより算出し待時間等は含まない。自動車はWebサイトのMapfanにより走行距離を算出し、昼間時平均旅行速度を24.6km/hと設定して所要時間に換算した。  
コスト：公共交通は鉄道・バスの大人普通運賃を単純加算し算出。自動車は平均燃費を10km/ℓと仮定し、ガソリン単価を146円/ℓとしてコストに換算した。なお維持管理コストは含めていない。

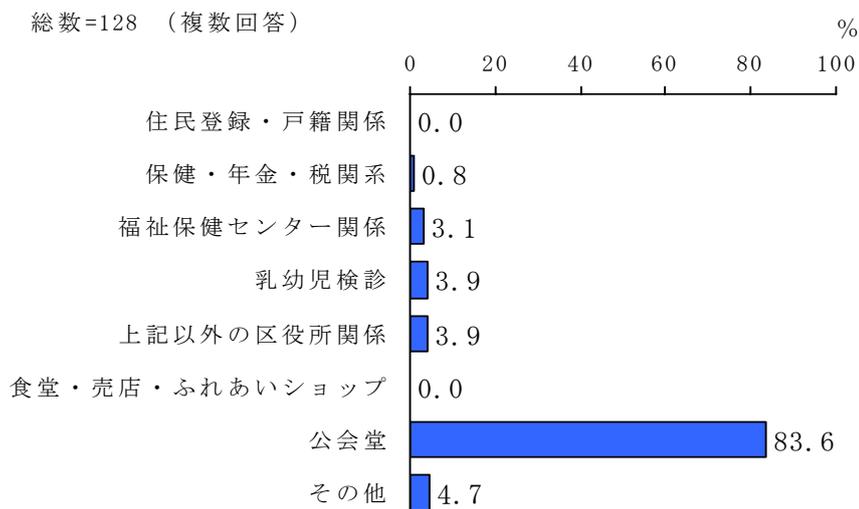
## 2 適正利用・有効活用の促進

- ・ 各種証明書の発行、乳幼児健診など区役所利用者が使用しやすくなるように、長時間駐車を抑制する。
- ・ 開庁時に混雑する駐車場も、ピーク時以外は空きがみられたり、夜間や土日休日の閉庁時は未利用となっているため、これらの空き時間を活用し、駐車場の有効活用を促進する。

### ◆ 2時間以上駐車した人の行先（9区来庁者アンケート）（平成18年8月、19年6月実施）



### ◆ 2時間以上駐車した人の行先（3区駐車場利用者アンケート）（平成19年7月実施）



### 3 アンケート（来庁者及び駐車場利用者）の結果精査

#### （1）有料化に対する意向（第1回提示）

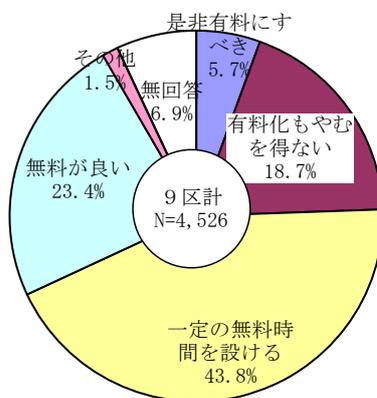
##### ①有料化の意向

- ・ 有料化に賛成・条件付賛成の人（以下、有料化容認派という。）の割合は、約6～7割である。
- ・ 有料化容認派の回答のうち最も多くを占めるのは「一定の無料時間を設ける」との意見である。

#### ◆ 9区来庁者アンケート（平成18年8月、19年6月実施）

##### 賛成（条件付含む）約7割

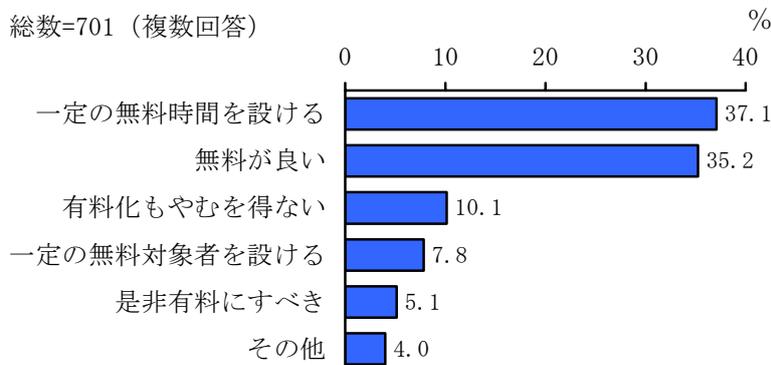
ぜひ有料にすべき	5.7%
有料化もやむをえない	18.7%
無料時間を設けての実施ならよい	43.8%
これまでどおり無料がよい	23.4%



#### ◆ 3区駐車場利用者アンケート（平成19年7月実施）

##### 賛成（条件付含む）約6割（※ 延べ回答割合）

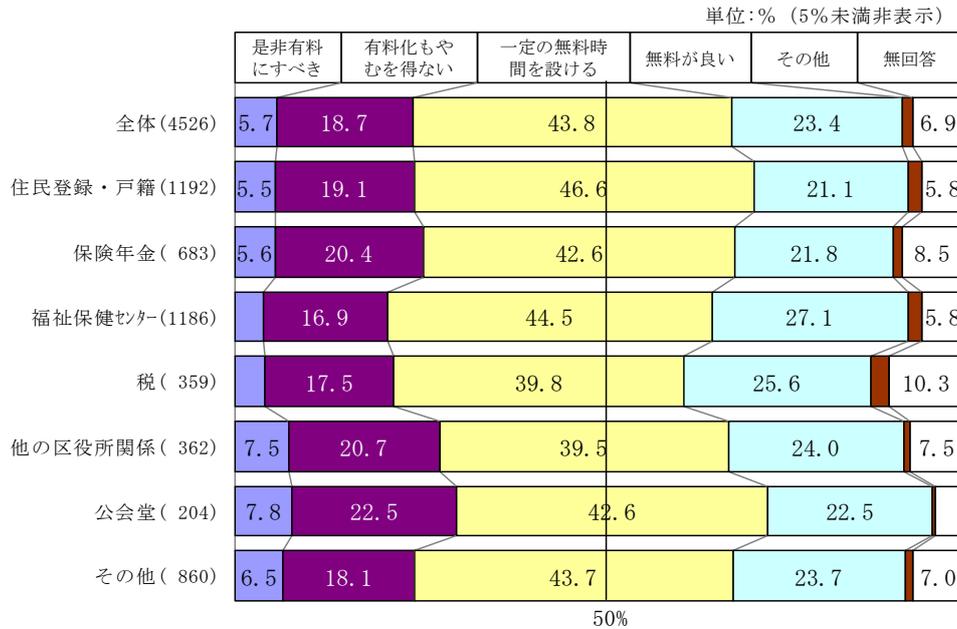
ぜひ有料にすべき	5.1%
有料化もやむをえない	10.1%
無料時間または無料対象者を設けての実施ならよい	44.9%
これまでどおり無料がよい	35.2%



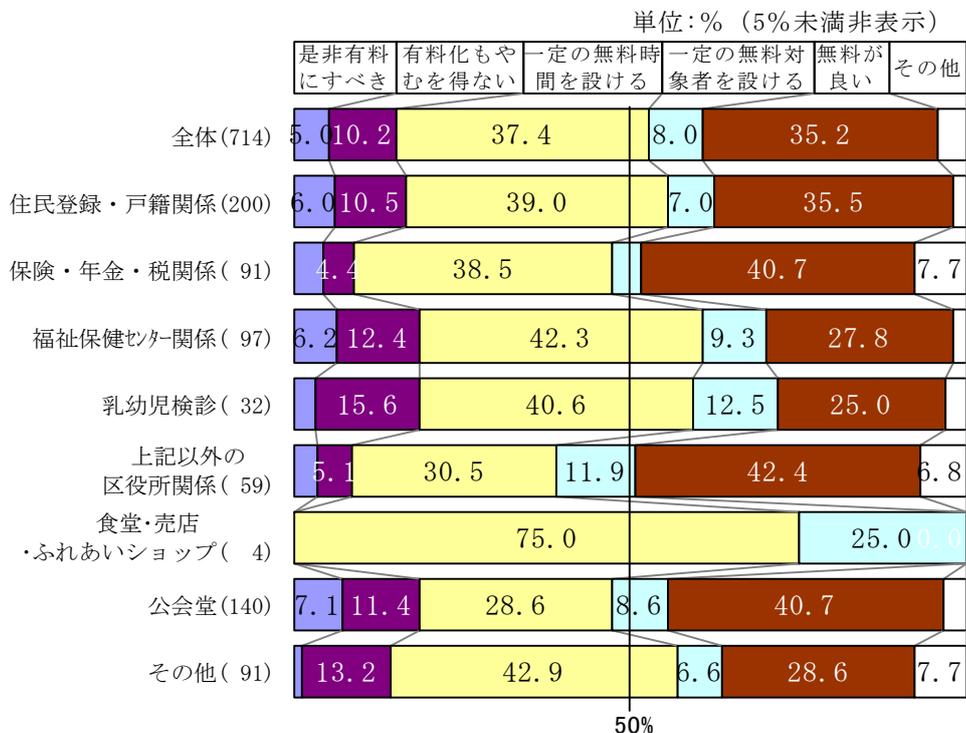
## ②訪問先別の有料化の意向

- 訪問先ごとに多少差はあるが、有料化容認派の意見の割合は、9区来庁者アンケートでは6割、3区駐車場利用者アンケートでは5割を超えている。

### ◆訪問先別有料化の意向（9区来庁者アンケート）（平成18年8月、19年6月実施）



### ◆行き先別有料化の意向（3区駐車場利用者アンケート）（平成19年7月実施）

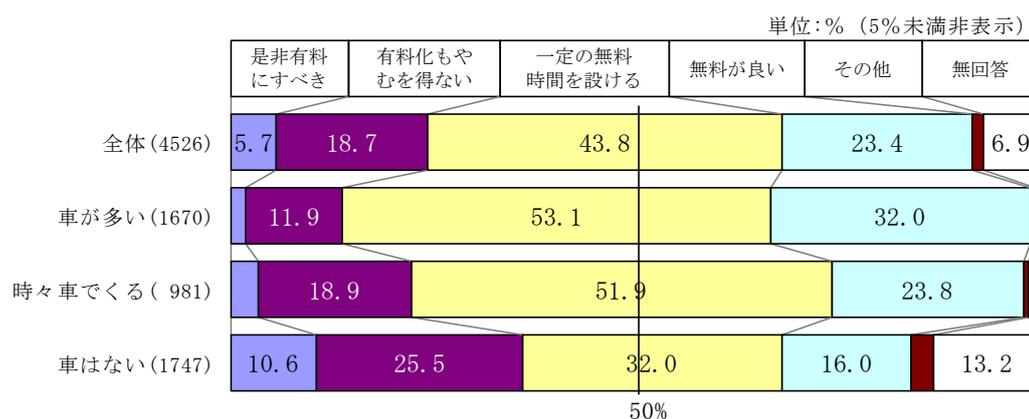


※有料化の意向の構成を行き先別に比較しやすいよう、複数回答を便宜的に単純合計し、構成比を取り直したものである。

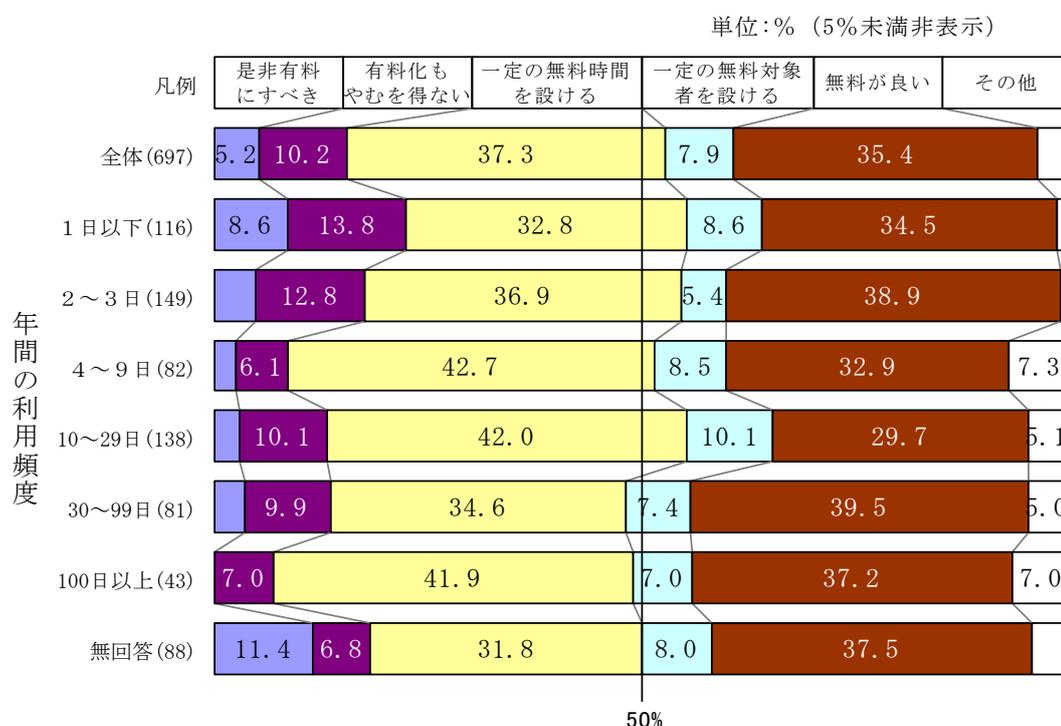
### ③車利用頻度別の有料化の意向

- ・ 車の利用頻度が高い来庁者ほど「有料にすべき」「有料化もやむを得ない」との割合が低い傾向がみられる。
- ・ 車の利用頻度が高くても「一定の無料時間を設ける」との条件付賛成意見は相対的に多くの割合を占め、有料化容認派は5割を超えている。

◆車利用頻度別有料化の意向（9区来庁者アンケート）（平成18年8月、19年6月実施）



◆車利用頻度有料化の意向（3区駐車場利用者アンケート）（平成19年7月実施）



※有料化の意向の構成を行き先別に比較しやすいよう、複数回答を便宜的に単純合計し、構成比を取り直したものである。

(2) 視点別有料化に対する意向

- 自由意見欄に書かれた内容について、4つの視点(①「利用者間の公平性・受益者負担」②「車利用の抑制(交通、環境問題対策)」③「適正利用の促進」④「資産の有効活用、財政貢献」)から有料化意向別に整理した。

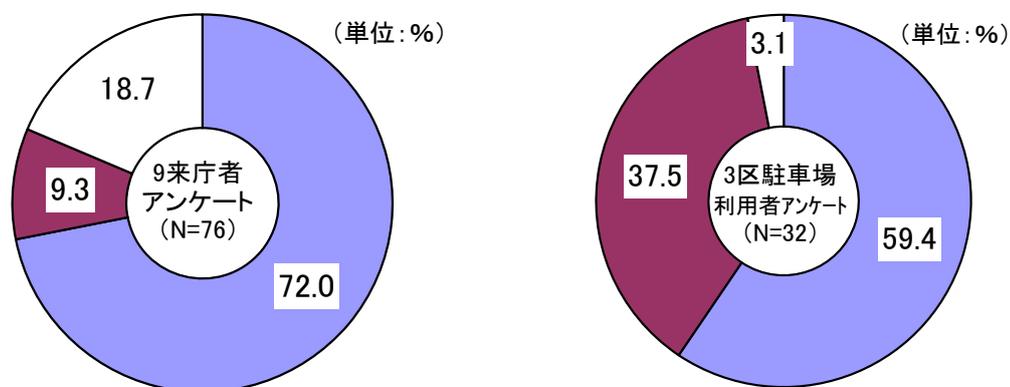
視点 意見別	①「利用者間の公平性・受益者負担」の視点	②「車利用の抑制(交通、環境問題対策)」の視点	③「適正利用の促進」の視点	④「資産の有効活用、財政貢献」の視点
賛成・条件付き賛成	<ul style="list-style-type: none"> <li>有料化した方があらゆる面で公平だと思います。(旭区在住、40歳代)</li> <li>徒歩の方もバス等を利用する方もいるので、車を利用する方だけの特権は疑問。(旭区在住、60歳代)</li> <li>車で来られない人に不平等だと思うので有料化しても良いと思う。(緑区在住、30歳代)</li> <li>税金でつくったものだから、車利用者と非利用者の公平のため、駐車場は有料になった方がよい。(都筑区在住、30歳代)</li> <li>何でも受益者負担でやるべき。(旭区在住、70歳以上)</li> <li>車時代なので駐車場の建設はわかるが料金を十分に取ること。民間のように安くしなくてもよい。(旭区在住、60歳代)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉保健センター以外は有料とすべき。混雑緩和につながる。(瀬谷区在住、30歳代)</li> <li>徒歩でも来られるのに車で来ている人もいるので有料化すれば徒歩利用も増えると思う。(旭区在住、40歳代)</li> <li>区役所は駅前でありJR、バスを利用しても不便ではない。車社会に支出を増やしてはならない。車以外を利用するようもっとPRすべき。(磯子区在住、70歳代)</li> <li>私の田舎では有料化しても料金が安いので一般市民が利用し、役所利用者の利便は向上していない。同じ失敗を繰り返さぬよう参考にしてほしい。(緑区在住、30歳代)</li> <li>環境汚染、資源浪費、住宅環境悪化(排ガス、騒音、交通事故)などの問題を踏まえて極力車を利用しないよう区民を誘導すべきで、有料化はその一策。(緑区在住、30歳代)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長時間無料での利用を避けるために一定の無料時間以降有料は有効な方法だと思う。(泉区在住、60歳代)</li> <li>役所に用事がなくても止めている人がもし居るならば、有料にしても仕方ないと思う。(神奈川区在住、30歳代)</li> <li>有料にして公平にすべき。通勤・通学の人が置いているのはおかしい。(都筑区在住、30歳代)</li> <li>マナーを守らない人がいる以上、ルールを作るのはやむを得ないと思う。(港北区在住、20歳代)</li> <li>本当に利用する人のために有料化しても致し方ない。(川崎市在住、40歳代)</li> <li>駅前駐車場として使う悪質な例も多いと聞きます。時間制限はある程度は必要。(青葉区在住、40歳代)</li> <li>有料化して、利用する人をはっきりさせた方がよい。(南区在住、30歳代)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>財源が増えるのではないか。(都筑区在住、30歳代)</li> <li>料金精算方式にしたなら、民間に委託して土日祝日も使えるようにしてほしい。(金沢区在住、40歳代)</li> <li>日曜、祝日は低金額で開放した方がよい。(金沢区在住、60歳代)</li> <li>駐車場の維持管理費を別の福祉などに使うこと。(磯子区在住、70歳以上)</li> <li>立体化、休日有料化。(港北区在住、70歳以上)</li> </ul> <p>※次のような意見もあり、開庁時・閉庁時刻の料金体系や減免の設定に注意が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>郵便局などへ行くときも利用することがある。有料化しても構わないので2時間程度まで駐車できると嬉しい。(都筑区在住、40歳代)</li> <li>有料でも良いから、ショッピング・ユースにも対応してほしい。(都筑区在住、40歳代)</li> </ul>
反対	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設だから、無料のほうがよい。(南区在住、30歳代)</li> <li>住民のサービスのためにあるのだから有料はないと思う。(磯子区在住、30歳代)</li> <li>役所に来ると何時間かかるかわからないので有料化には反対。近くのパーキングの割引券も出してほしい。(緑区在住、30歳代)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>待ち時間がないに越したことはないが、必要を課せられて来ていることが殆どなので有料化は反対。(鶴見区在住、30歳代)</li> <li>足が不自由なので車がないと区役所に来られない。混雑時には待ってもよいので無料にしてほしい。(旭区在住、70歳以上)</li> <li>車かバイクでないと不便。処理(待ち)時間の短縮に努めてほしい。(保土ヶ谷区在住、30歳代)</li> <li>電車・バスを利用すると交通費だけでもかなりかかる。(青葉区在住、40歳代)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共なので有料化には反対です。不正利用者も多いのでモラルの呼びかけをしてほしい。(磯子区在住、30歳代)</li> <li>ルールを守らない人が居るなら警備員等(ただし税金は増やさないと)を常駐させるなどすればよい。(港北区在住、30歳代)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>税金が高いので、せめて駐車場くらい無料の方が良いと思う。(鶴見区在住、70歳以上)</li> <li>高い市民税を払っているので有料化は絶対反対。(都筑区在住、70歳以上)</li> <li>税金をたくさん払っているので無料がよい。(磯子区在住、40歳代)</li> </ul>

### (3) 有料化に条件付賛成の人の意向の分析

自由意見欄に書かれた内容のうち、条件付賛成と見られる意見を分析したところ、次のような意識がはたらいていることがわかった。

- ・ 約6、7割は、「30分以内の利用は無料にしてほしい」「役所に用のある人は無料で」など、時間や対象者を区切った減免等の無料制度を想定又は期待している。
- ・ 9区来庁者アンケートでは1割弱、3区駐車場利用者アンケートでは4割弱が「低額料金ならいい」など、料金負担が少ないことを前提に有料化を容認している。
- ・ 「その他」の中には「有料化するなら駐車場も増やした方がよいと思う」「土日休日にも利用させてほしい」など、料金収入を新たな設備投資や施設の有効活用に向けてることを望む意見もみられる。

◆有料化条件付賛成の人の意向の背景（9区来庁者アンケート及び3区駐車場利用者アンケートの自由意見より）



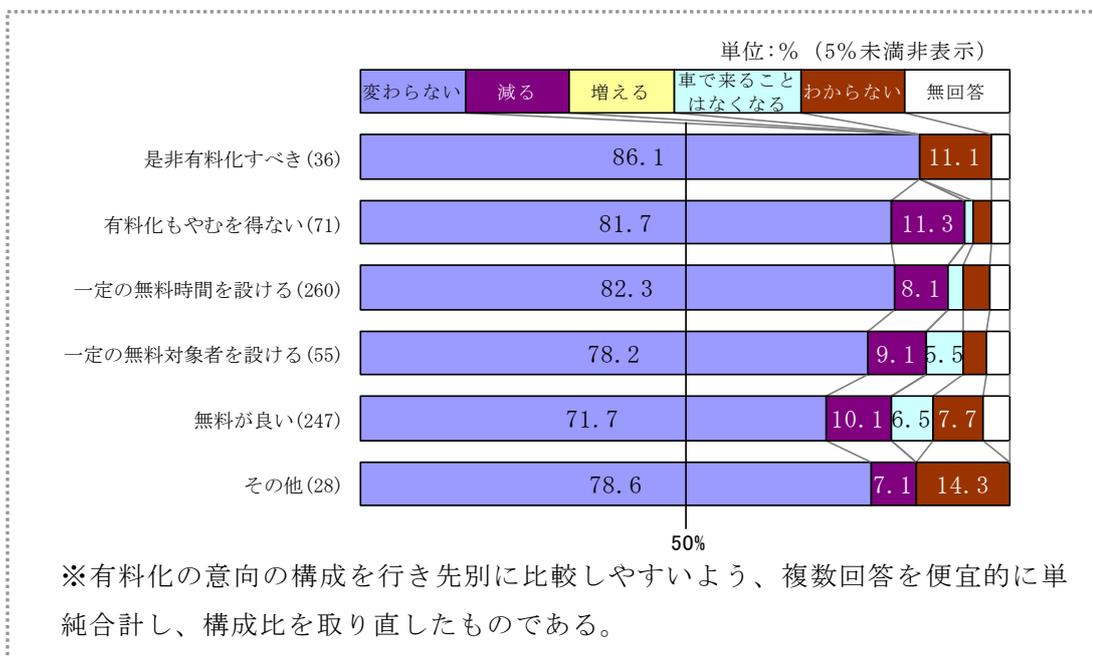
凡例

- 減免等の無料制度を想定又は期待
- 料金が低額であることが前提
- その他

#### (4) 有料化時の車利用頻度の変化 (3区駐車場利用者アンケートより)

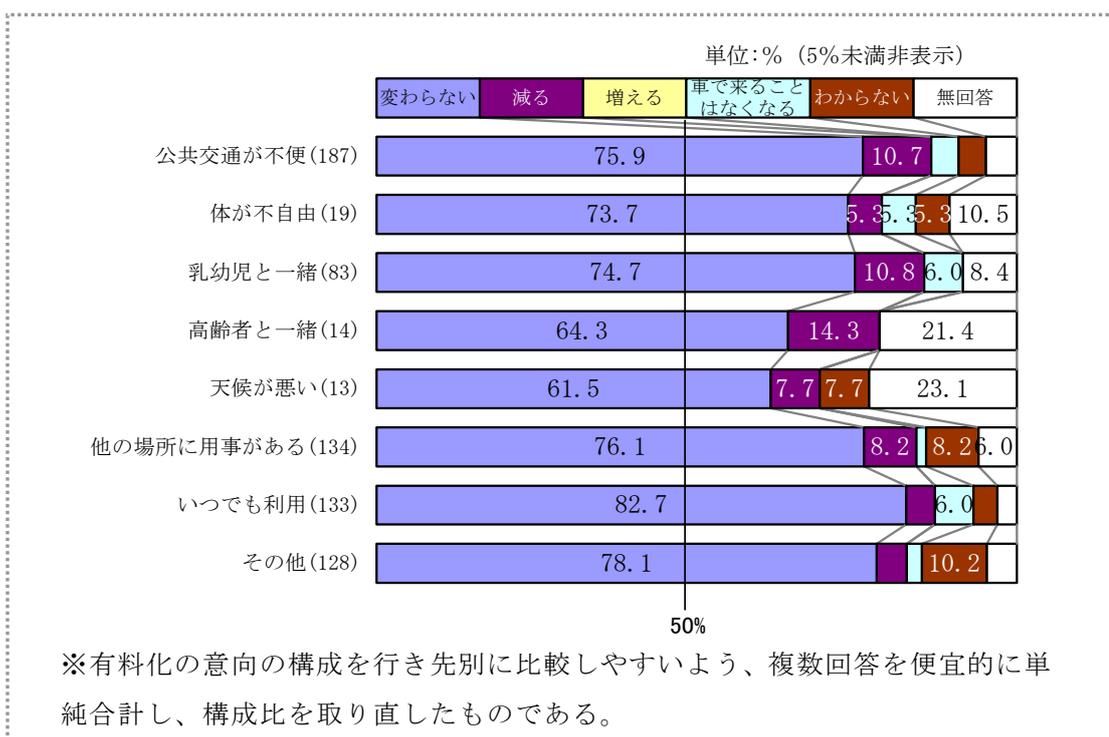
##### ①有料化の意向別車利用頻度の変化

- 全体として「変わらない」との意見が7割以上を占めるが、無料が良い人の約17%が、有料化した場合、車利用頻度が「減る」又は「車で来ることはなくなる」と回答している。



##### ②車利用理由別車利用頻度の変化

- 全体として「変わらない」との意見が6割以上を占める。
- いつでも車を利用する人は、他の車利用理由の人に比べて、車利用頻度が「変わらない」との回答割合が高い。



(5) 目的外の利用に対する意見・要望（9区来庁者アンケートより）

区役所利用以外の目的外の利用について次のような意見、要望が寄せられている。

意見	属性
本来の目的外の使用が多いと思う。	旭区在住、50歳代
区役所利用以外は止められないようにしたらよいのではないか。	磯子区在住、50歳代
区役所に用事がないのに、車を置いて他の用事に行っている方もいます。	磯子区在住、60歳代
区役所以外の目的での利用者多し。対策を考慮すべき。	磯子区在住、60歳代
長時間駐車するのはやめてほしいです。	磯子区在住、50歳代
区役所、図書館に関係ない人も使っているのがわかる。	保土ヶ谷区在住、40歳代
ずっと停まっている車とかたまにあるが、本当に区役所だけに行っているんでしょうか。	磯子区在住、20歳代
区役所に用事のない人が止めているのでは。まず、こういう車を規制すべき。	金沢区在住、50歳代
区役所の何かを利用するのか申請しないと（駐車場の入口で言わないと）、中に入れないようにしたらいかがでしょうか。	金沢区在住、40歳代
区役所に関係ない車が、長時間駐車している。	金沢区在住、60歳代
不正利用がない様に出来ればいいと思います。	港北区在住、20歳代
外部利用で駐車している人達を見かける。	港北区在住、60歳代
役所以外の利用が出来ないような仕組みを、もっと強化すると良いと思います。	緑区在住、20歳代
区役所に用事のない人が利用している。印を勝手に押せることが原因ではないか。	西区在住、60歳代
スタンプが勝手に押せますが、それで良いのでしょうか。	緑区在住、40歳代
区役所利用者と利用目的でない人との区別をすれば、混雑しないと思います。	緑区在住、20歳代
印さえあれば何度も駐車可能なので、駐車場として利用している人もいるようだ。	青葉区在住、60歳代
駐車券印証の機械がオープンだと、区役所を利用しなくても無料になってしまっているのではないか。利用窓口でやった方が良くと思う。	青葉区在住、30歳代
ここを利用する以外の方が駐車する可能性が高い。	都筑区在住、60歳代
区役所利用者以外で利用すると利用したい人が使えないので、区役所の窓口で利用券を配布し、利用者以外は使わないようにした方がよい。	都筑区在住、40歳代
買い物客と区役所利用者を区別すべき。	都筑区在住、50歳代
一定時間以上の駐車は禁止すべき。特に買い物等で悪用されると一般利用者は大迷惑である。	都筑区在住、70歳以上

## 4 有料化における課題

### (1) 有料化の対象となる駐車場

課題1 有料化の対象となる駐車場は18区庁舎及び市庁舎が適切か。

#### ■ポイント■

- ・ 中区の7台から都筑区の185台まで、区によって規模は様々である。
- ・ 平面式駐車場の他、鶴見区、中区、磯子区等では立体機械式駐車場が用いられており、区によって駐車場方式も様々である。
- ・ 市庁舎は現在、耐震補強工事を実施しているが、駐車場の台数減少や場所の変更があり、通常とは異なった運用をしている状況である。

#### ■解決策例■

案1 駐車場の設置目的は18区庁舎及び市庁舎で同じため、公平性の観点から、全ての駐車場を対象とする。

案2 駐車台数が極少の庁舎については、第一に障害者用・業務用の駐車場を確保する必要があるため、有料化の対象外とする。

- ・ 庁舎の建替えや耐震補強工事がある場合は、実施時期に配慮する。

#### ■第1回懇談会での意見■

- ・ 制度設計に当たっては、18区全体のバランスと、個々の区の特徴に沿った仕組みづくりが必要である。
- ・ 有料化の内容を区ごとに違えるのならば、その背景データとして駐車台数だけでなく区民数、代替交通手段の利便性などを整理し、「区によって何が違うか」を体系的に説明する必要がある。

■参考資料■

来庁者駐車場整備状況（第1回提示）

■18区庁舎の来庁者駐車場整備状況

庁舎名	来庁者用 駐車台数	駐車場方式	管理状況	利用時間	併設施設	最寄駅 からの 徒歩時間	公用 駐車台数
鶴見区	59(2)	立体機械式56 平面式3	整理員委託、カード方式	8:15～17:45	消防署	7分	15
神奈川区	50(3)	立体機械式32、 立体自走式(地下)14 平面式4	整理員委託、カード方式	8:45～17:15	消防署、水道局地域サービス センター、県税事務所	7分	27
西区	15(1)	平面式12 敷地外に貸貸3	総務課管理	8:30～17:30	水道局地域サービスセンター	10分	15
中区	7 1(分庁舎)(1)	立体機械式7 平面式1(分庁舎)	整理員委託	8:30～17:15	—	5分	13 (うち分庁舎5台)
南区	38(1)	平面式38	整理員委託、カード方式	8:15～22:00 第二駐車場8:40～17:20	消防署、公会堂	5分	17
港南区	51(2)	平面式51	パーキングゲート設置	8:15～22:00	消防署、公会堂	1分	15
保土ヶ谷区	52(3)	平面式35 立体自走式(地下)17	整理員委託 パーキングゲート設置	8:30～17:30	消防署	2分	32
旭区	78(2)	平面式70 立体機械式8	整理員委託	8:30～22:00	消防署、公会堂	7分	31
磯子区	140(2)	立体機械式100 立体自走式(地下)18 平面式22	整理員委託 パーキングゲート設置	8:30～22:30	公会堂、図書館	3分	14
金沢区	62(2)	平面式62	パーキングゲート設置	8:30～17:30	消防署、公会堂	12分	15
港北区	82(3)	平面式(一般63、 臨時19)	整理員委託、カード方式 パーキングゲート設置	8:30～22:15	消防署、公会堂	7分	20
緑区	74(1)	平面式6 立駐機械式68	整理員委託	8:30～22:15	消防署、水道局地域サービス センター、公会堂	5分	17
青葉区	175(1)	平面式	整理員委託 パーキングゲート設置	8:30～23:30	公会堂、スポーツセンター	8分	34
都筑区	185(5)	平面式145 立体自走式(地下)40	パーキングゲート設置	8:30～22:30	消防署、児童相談所、 農政事務所、公会堂、図書館	6分	55
戸塚区	54(1)	平面式30 立体機械式24	整理員委託、カード方式	8:15～17:45	農政事務所	10分	25
栄区	62(1)	平面式62	整理員委託	8:15～22:00	—	10分	16
泉区	108(4)	立体自走式(地下)	パーキングゲート設置	8:15～22:00	消防署、公会堂	5分	21
瀬谷区	61(3)	平面式	総務課管理	8:20～17:30	消防署、公会堂	7分	27

※ ( )内は内数であり、身体障害者用台数。  
 ※ 来庁者用駐車場とは別途に身体障害者用駐車場を設けている区もある。  
 ※ 栄区は閉庁時には公会堂、スポーツセンターの利用者も利用可。

■市庁舎の来庁者駐車場整備状況（耐震補強工事前）

	来庁者用 駐車台数	駐車場方式	管理状況	利用時間	備考	公用 駐車台数
市庁舎	96(3)	平面式	整理員配置	8:30～17:30	H19～21年4月の市庁舎耐震補強工事期間に ついては、駐車台数が減少。 耐震補強工事後、96台から85台程度に減少。	184

※ ( )は内数であり、身体障害者用の駐車台数

## (2) 駐車場の利用料金と利用時間

### 課題2 利用料金と利用時間をどのように設定するか。

#### ■ポイント■

- ・ 駐車場を「公の施設」として位置づけることから、開庁時であっても、一般利用者が利用料金を払えば駐車できるようになる。
- ・ 有料化の目的である長時間駐車抑制をいかに効果的に達成できる料金設定とするか。
- ・ 駐車場の有効活用を図るために最適な利用時間をどのように設定するか。

#### ■解決策例■

##### (利用料金)

- ・ 民間駐車場の料金とのバランスを考慮し、各駐車場の立地条件に応じた料金を設定をする。
- ・ 開庁時は長時間利用者を抑制するため、時間に応じて逡増型の料金設定とする。  
一方、閉庁時の有効活用という観点から、より多くの市民に使ってもらえるように休日・夜間の閉庁時には長時間利用に配慮した料金設定とする。

##### (利用時間)

- ・ 区庁舎・市庁舎駐車場の中には駅に近いところや整備台数が多いところもあるので、有効活用が図れるように、終日利用とする。
- ・ ただし、駐車場と住居が近接しているところもあるので、夜間騒音について配慮する必要がある。また、駐車場整理員が必要な機械式駐車場もあるので、それぞれの立地条件に応じた検討が必要である。

#### ■第1回懇談会での意見■

- ・ 車の利便性等を考えると、有料化しても渋滞は減らないのではないかと。
- ・ 複数の駐車場がある区では、区役所利用者と公会堂等併設施設利用者として同じ料金を取るのがよいかどうか。

■参考資料■

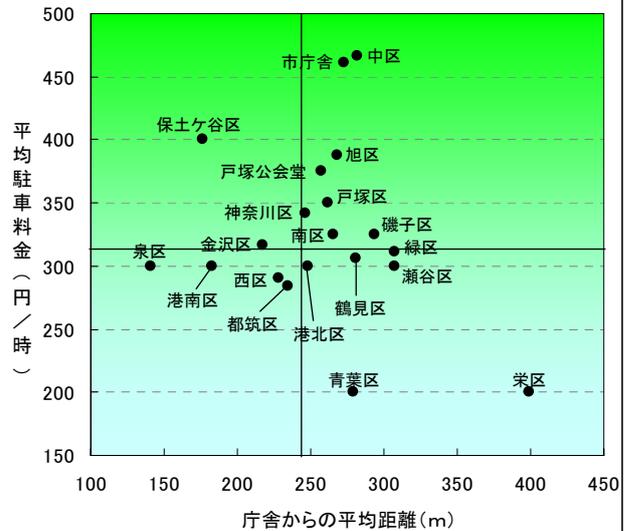
1 近隣民間駐車場設置状況（庁舎より400m以内（徒歩約5分以内）を調査）

区別	箇所数	庁舎からの距離(m)			収容台数(台)				駐車料金(円/1h)		
		最小	最大	平均	総数	最小	最大	平均	最低	最高	平均
市役所	55	89	404	273	1578	2	350	30	300	800	461
鶴見区	13	111	401	281	799	4	646	61	200	500	306
神奈川区	12	135	341	246	112	2	37	9	200	400	342
西区	10	46	379	228	51	2	12	5	200	400	290
中区	38	35	403	282	2597	2	500	68	300	600	466
南区	16	103	404	265	104	2	15	7	200	400	325
港南区	3	111	265	183	66	12	37	22	300	300	300
保土ヶ谷区	1	176	176	176	8	8	8	8	400	400	400
旭区	8	85	396	268	135	2	70	17	200	800	388
磯子区	4	197	352	294	79	5	48	20	300	400	325
金沢区	6	136	327	217	301	2	143	50	300	400	317
港北区	2	104	391	248	24	7	17	12	300	300	300
緑区	9	206	397	308	168	4	50	19	100	600	311
青葉区	1	279	279	279	52	52	52	52	200	200	200
都筑区	38	79	382	235	1936	2	830	51	200	300	284
戸塚区	10	181	399	262	130	5	27	13	300	600	350
栄区	1	399	399	399	175	175	175	175	200	200	200
泉区	2	126	155	141	36	12	24	18	200	400	300
瀬谷区	3	277	360	308	385	6	363	128	200	400	300

注) 一時預かり駐車場は NAVITIME (株式会社ナビタイムジャパン) ホームページより検索

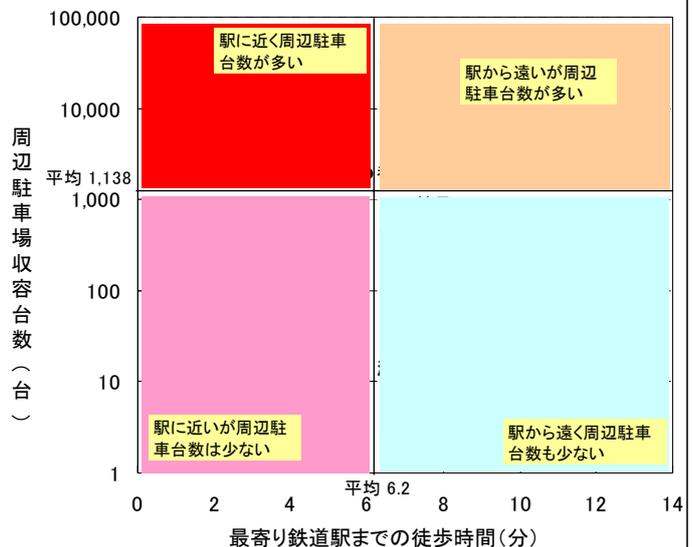
◆庁舎からの平均距離と平均駐車料金

- 市庁舎、中区、都筑区は近隣駐車場の箇所数が多く、収容台数もおよそ2千台規模と大きい。市庁舎及び中区は駐車料金水準も相対的に高い。庁舎からの平均距離は250m前後である。



◆庁舎駐車場の立地特性

- 駅に近い一方周辺駐車場が少ない区（保土ヶ谷、磯子、港南、泉区等）では開庁時の目的外の利用に留意が必要。
- 周辺駐車場が多い区はそれなりの駐車需要が見込め、閉庁時の有効活用可能性が高いと想定される。



## 2 本市施設における料金設定と利用時間

施設名	料金	利用時間
<b>市立病院</b> ・市民病院 ・みなと赤十字病院 ・脳血管医療センター	300円/3時間 (3時間を超えた場合1時間ごとに100円)	市民病院：24時間 みなと赤十字病院： 7時30分～20時30分(地下駐車場) 24時間(屋外駐車場) 脳血管医療センター：8時～20時30分
<b>中央図書館</b>	400円/1時間	8時30分～21時
<b>スポーツ施設</b> ・各区スポーツセンター	300円/2時間 (指定管理者が条例の範囲内(500円/2時間)で市の許可を得て定められる)	<例> 鶴見スポーツセンター：9時～21時 保土ヶ谷スポーツセンター：9時～23時 (月～土)、7時30分～21時(日・祝)
<b>都市公園</b> ・山下公園 ・三ツ沢公園 等	<例> 山下公園：500円/1時間、以後250円/30分 三ツ沢公園：300円/2時間、以後50円/20分	<例> 山下公園：24時間 三ツ沢公園：24時間
<b>市営地下駐車場(道路法に基づく)</b> ・ポートサイド地下駐車場 ・日本大通り地下駐車場 等	<例> ・ポートサイド 200円/30分(平日8時～24時)、300円/30分 (土日祝日8時～24時)、100円/60分(全日0時～8時) ・日本大通り 100円/12分(7時～24時)、100円/24分(0時～7時)	<例> ポートサイド：24時間 日本大通り：24時間
<b>市庁舎</b>	最初の1時間400円、以後200円/30分 ※現在は、耐震補強工事のため休止中	土・日・祝日のみ 4～10月：9時～22時 11～3月：9時～20時

### 3 他都市における料金設定と利用時間

都市名		開庁日			閉庁日			
		料金	通増型	利用時間	料金	通増型	利用時間	
政令指定都市	大阪市	市庁舎	1時間以内は100円/20分、以後200円/30分	○	8時30分～18時	—	—	
		区庁舎	<例> 北区、天王寺区： 100円/30分以内 250円/30分～1時間以内 以後200円/30分	○	<例> 北区： 8時45分～21時30分 天王寺区： 8時45分～17時45分 (金曜日のみ19時15分まで)	<例> 北区、西淀川区： 100円/30分以内 250円/30分～1時間以内 以後200円/30分	○	<例> 北区： 8時45分～21時30分 西淀川区： 8時45分～17時45分
	堺市	市庁舎 (堺区庁舎と合築)	400円/1時間、以後200円/30分	×	8時30分～21時	400円/1時間、以後200円/30分	×	8時30分～21時
		区庁舎	200円/1時間、以後100円/30分	×	<例> 南区： 8時30分～18時 北区： 8時30分～20時	200円/1時間、以後100円/30分	×	<例> 南区： 8時30分～18時 北区： 9時30分～18時
	福岡市(市庁舎)	来庁者： 100円/30分 来庁者以外： 200円/30分	×	8時30分～18時	来庁者： 100円/30分 来庁者以外： 200円/30分	×	9時～21時	
東京都		1時間以内は150円/30分、以後250円/30分	○	24時間	1時間以内は150円/30分、以後250円/30分	○	24時間	
東京特別区		<例> 千代田区： 30分以内無料、以後250円/30分 大田区： 250円/30分 足立区： 1時間以内無料、以後100円/30分	—	<例> 千代田区： 8時～22時 大田区： 8時15分～21時45分 足立区： 8時～22時	<例> 千代田区： 30分以内無料、以後250円/30分 大田区： 250円/30分 足立区： 100円/30分	—	<例> 千代田区： 8時～19時(土曜日)、8時～17時(日曜日) 大田区： 8時15分～21時45分 足立区： 8時30分～22時	
その他道府県	宮城県	100円/80分以内、以後100円/20分	○	24時間	100円/60分	×	24時間	
	栃木県	2時間以内無料、以後150円/30分 ※21時30分～8時15分は一律1,500円	○	24時間	2時間以内無料、以後150円/30分 ※21時30分～8時15分は一律1,500円	○	24時間	
	群馬県	2時間以内無料、以後100円/30分	○	24時間	2時間以内無料、以後100円/30分	○	24時間	
	大阪府	100円/15分 ※5時間以上は最大2,000円まで	×	8時～20時	100円/20分 ※5時間以上は最大1,500円まで	×	8時～19時	
	香川県	1時間以内無料、以後100円/25分	○	8時～18時	—	—	—	
市近隣	藤沢市	350円/1時間以内、以後170円/30分	×	24時間	350円/1時間以内、以後170円/30分	×	24時間	

### (3) 減免対象の考え方

#### 課題3 減免対象者を誰に設定するか。

##### ■ポイント■

- ・ 受益者負担の考え方から、原則は駐車場利用者全員から利用料金を徴収する必要があるが、配慮が必要と考えられる方もいる。
- ・ 駐車場利用者には、区役所（市役所）利用者、公会堂等併設施設利用者、一般利用者（駐車場のみ利用する方）がいる。

##### ■解決策例■

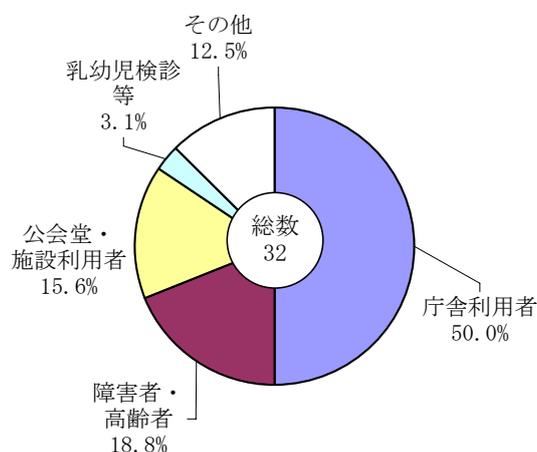
- ・ 以下の場合、利用料金の減免対象者とする。
  - ① 区役所（市役所）利用者（消防署等行政機関利用者含）  
→各種証明書の交付や乳幼児健診等区役所等の行政機関へ来る方は義務的要素がある。一方、公会堂や図書館など市民利用施設を利用する方は趣味的要素があると考えられる。
  - ② 障害者
  - ③ 乳幼児健診や予防接種目的の利用者
  - ④ 区の会議等に参加する本市の事業協力者
  - ⑤ 環境負荷軽減につながる低公害車（電気自動車等）利用者

##### ■参考資料■

#### 1 3区駐車場利用者アンケートによる減免対象者の希望

「庁舎利用者」が50%で最も多くを占め、次いで「障害者・高齢者」、「公会堂・施設利用者」などとなっている。

◆減免対象者希望（3区駐車場利用者アンケート）（平成19年7月実施）



## 2 市施設の条例により定めた減免対象の記述

### (1) 横浜市道路附属物自動車駐車場

対象者	説明	根拠	減免割合
<b>駐車禁止除外指定車の標章</b> の交付を受けている者、及びその介護者	下肢機能障害1～4級 体幹機能障害1～3級 呼吸機能障害1～3級 上記のいずれかに該当する歩行困難な方及び同居の家族が輸送のために使用する車両については、居住地の警察署で指定証が発行され、駐車禁止規制の適用を除外される。	神奈川県道路交通法施行細則(昭和44年神奈川県公安委員会規則第1号)	・3時間まで全額 ・3時間を超える部分は半額
<b>身体障害者手帳</b> の交付を受けている者で、障害の級別が1級から4級までの者、及びその介護者	視覚、聴覚、平衡機能、音声、言語またはそしゃく機能、肢体(上肢、下肢、体幹)、身体内部(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能)に永続する障害のある方。障害の診断は指定の医師が行い、手帳には障害の程度によって1級から6級までの等級、第1種・第2種の種別がある。	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の規定	・3時間まで全額 ・3時間を超える部分は半額
<b>精神障害者保健福祉手帳</b> の交付を受けている者、及びその介護者	精神疾患を有する方のうち、精神障害(知的障害を除く)のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方。医師の診断書が必要で、障害の程度によって1級から3級までに認定される。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定	・3時間まで全額 ・3時間を超える部分は半額
<b>市長の発行する愛の手帳</b> の交付を受けている者で障害の種別がA1からB1までの者、及びその介護者	児童相談所又は障害者更生相談所において、知的障害と判定された方。障害の程度によって、次の4つの障害等級に認定される。 A1 (IQ20以下) A2 (IQ21～35) B1 (IQ36～50) B2 (IQ51～75)	横浜市療育手帳制度実施要綱 (国の通達に基づき地方自治体で実施)	・3時間まで全額 ・3時間を超える部分は半額
<b>身体障害者手帳</b> の交付を受けている者、 <b>市長の発行する愛の手帳</b> の交付を受けている者、 <b>その他市長がこれに準ずると認めた者</b> 、及びこれらの者の介護者が利用する場合	上記参照	上記参照	半額

### (2) 病院事業の経営する病院駐車場

対象者	説明	根拠	減免割合
本市に居住する、 <b>生活保護法による保護</b> を受けている者。	病気の際などは、治療のため車で送迎してもらう可能性もある。	生活保護法(昭和25年法律第144号)、生活保護法施行令(昭和25年政令第148号)、活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)	全額
病院事業管理者が利用を必要と認めた者			全額

※ 『減免』としては規定していないが、料金徴収を30分超から定めている為、30分未満の利用者は無料。

### 3 区役所来庁者のうち、考慮が必要と考えられる対象

#### ■ 車利用を必要とする割合が極めて高いと想定される者

対象者	説明	根拠	減免の有無
母子健康手帳の交付を受けている者	妊娠・出産及び乳幼児の育児(就学前:6歳まで)に関する一貫した健康記録、保護者等に対する育児のしおり、妊婦健康診査費用補助券及び医療機関乳幼児健康診査受診票、予防接種予診票が添付されている。		
要介護認定を受けている者、及びその介護者	要介護度に応じ、要支援1～2、要介護1～5の認定に分けられる。来庁する必要がある手続きは、家族又はケアマネジャーが行うのが一般的。	健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成12年12月13日政令第509号)	
障害程度区分認定を受けている者、及びその介護者	障害の程度に応じ、区分1～6の認定に分けられる。役所の手続きは本人又は家族が行うのが一般的。		
難病患者、及びその介護者	国の定める厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業(特定疾患調査研究分野)の対象疾患患者及び関節リュウマチ患者。役所の手続きは本人又は家族が行うのが一般的。		
自立支援医療を受けている者、及びその介護者	精神障害により、精神医療(通院医療)を受ける方が、公費によって医療費の補助を受けることができる制度。役所の手続きは本人又は家族が行うのが一般的。		

#### ■ その他参考となる他都市事例

##### ■ 板橋区、北区役所(東京特別区)駐車場

対象者	説明	根拠	減免割合
区長が別に定める用件に該当する超低排出ガス車及び低公害車	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土交通省が定める基準を満たす排出ガス性能を持つ自動車</li> <li>天然ガス(CNG)自動車、ハイブリッド自動車、電気自動車、メタノール自動車</li> </ul>	低排出ガス車認定実施要領(平成12年運輸省告示第103号)	<板橋区> 1時間まで全額(開庁時間のみ)  <北区> 30分まで全額(開庁日)

■ 本市事業の協力者（過半数以上の区で開催している会議に出席する委員を挙げている。）

委員名等	役割	委員(代表者)が出席する主な会議内容				
		会議名	会議の開催頻度	会議への出席者人数	会議への出席人数のうち車を利用する人の割合	会議開催時間帯 会議時間
自治会長、町内会長	地域における様々な課題を解決し、住民相互の親睦を図る	区連長会(連合自治会町内会長会)	月1回	10人～60人	0%～100%	昼 1時間半～4時間
体育指導委員	地域に根ざしたスポーツやレクリエーションの振興事業の企画・立案・実施並びに普及活動	体育指導委員地区会長会議	月1回	11人～31人	0%～86%	夜 1時間～3時間
青少年指導員	青少年の自主活動とその育成活動を推進することにより、地域ぐるみの青少年健全育成を図る	青少年指導員地区会長会議	月1回	11人～32人	0%～77%	夜 1時間～3時間
消費生活推進員	地域における安全で快適な消費生活を推進する	消費生活推進委員地区代表会議	月1回～年4回	8人～36人	0%～50%	昼 1時間30分～3時間
食生活等改善推進員	地域ぐるみの健康づくりを目指す	食生活等改善推進員(ヘルスメイト)役員会	月1～3回	10人～40人	10%～40%	昼 2時間～7時間
民生委員・児童委員	地域住民の福祉、生活援助活動を進める	民生委員児童委員協議会	月1回	18人～50人	8%～53%	昼 1時間30分～3時間
主任児童委員	児童福祉に関する事項を専門的に担当する	主任児童員連絡会	月1回	14人～40人	0%～50%	昼 1時間30分～3時間
保健活動推進委員	地域での健康づくりや子育てに対する支援活動を行う	保健活動推進委員会(正副会長会、正副会長会の部会、その他打合せ)	月1回～年6回	11人～49人	17%～50%	昼 1時間～3時間
介護相談員	介護サービスの提供の場において、サービスの提供者・利用者等の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う	介護相談員連絡会	月1回～年4回	4人～10人	0%～75%	昼 1時間30分～3時間
介護認定審査員	介護認定	介護認定審査会	毎日～月2回	4人(1部会)	0%～50%	昼・夜 1時間～2時間
明るい選挙推進委員	不正のないきれいな選挙と投票総参加の推進を大きな柱として、明るい選挙を呼びかけている	明るい選挙推進協議会	年1～5回	10人～31人	0%～67%	昼 1時間～3時間
明るい選挙推進員	不正のないきれいな選挙と投票総参加を目指す	明るい選挙推進協議会	年1回総会、選挙時、イベント時	10人～300人	0%～25%	昼 1時間～3時間
選挙管理委員	選挙管理	選挙管理委員会	月1～2回	4人	0%～100%	昼 30分～1時間
投票管理者	選挙管理	投票管理者打合会	選挙時	22人～90人	0%～54%	昼 1時間30分～2時間
期日前投票所の投票管理者	選挙管理	期日前投票所の投票管理者打合会	選挙時	3人～70人	0%～100%	昼 1時間～2時間
交通安全対策協議会会員	区内の交通安全関係諸団体で構成され、交通事故のない安全で住みよい区の実現をめざして、各種活動を実施している	交通安全対策協議会幹事会	月1回～年5回	7人～111人	0%～88%	昼 1時間～3時間
環境事業推進委員	ごみの分別リサイクルの徹底等のG30行動を各地域で進める	地域G30活動委員会	年1～3回	13人～34人	9%～54%	昼/夜 1時間～3時間
		区環境事業推進委員連絡協議会	年4回	10人～300人	4%～53%	昼 1時間～2時間
(社)横浜市食品衛生協会会員	食品関係のあらゆる業態の方たちが相集い、この食品衛生法の趣旨に添って行政に協力し、自主衛生管理を実施することを目的とする	(社)横浜市食品衛生協会 区理事会	月1回～年4回	15人～65人	16%～84%	昼 1時間～4時間
横浜市生活衛生協議会会員	横浜市内の公衆衛生関連5業種(理容業、美容業、クリーニング業、公衆浴場業、旅館業)の経営者により構成され、市の指導の下、各業種における公衆衛生の向上を図る	横浜市生活衛生協議会 区理事会	年6回	10人前後		昼 4時間
ビル環境協議会会員	ビルの衛生的な環境を確保するため、情報交換や意見交換、研修等を通じて、利用者の安全で快適なビル環境を確保する。	ビル環境協議会理事会	月1回程度	5～10名	5名程度	昼 3時間
区民会議委員	区民会議は区民が自主的・主体的に運営し、地域のさまざまな課題を区民相互で話し合うことにより、住み良いまちづくり推進する	区民会議	月1回～年6回	10人～60人	0%～54%	昼/夜 2時間～2時間30分
老人クラブ会員	高齢者の健康と福祉の増進に努める	区老人クラブ連合会	月1回～年4回	18人～100人	0%～56%	昼 1時間30分～6時間

#### 課題4 減免対象者の減免時間をどのくらいに設定するか。

##### ■ポイント■

- ・ 区役所を訪問する車利用の約80%が1時間以内の滞在である。  
→30分以内の滞在は約60%となり、窓口が混雑していたり、相談をする場合は30分以内では用事が済まない。
- ・ 乳幼児健診や会議等の場合は、1時間以上かかる事が多い。  
→乳幼児健診のみ場合、約50%が1時間以上の滞在である。  
→本市事業協力者が出席する会議は、約1～4時間かかる。

##### ■解決策例■

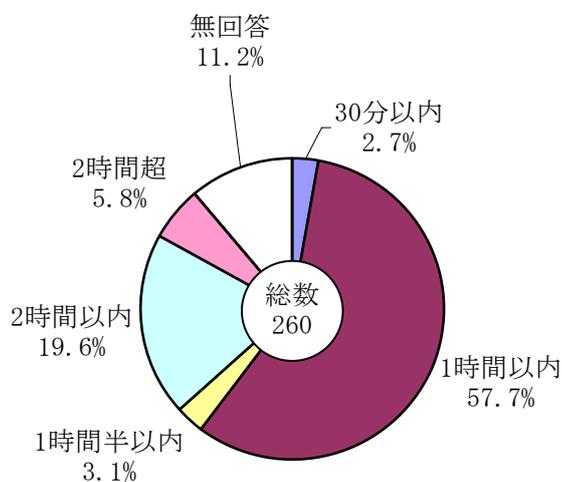
- ・ 区役所利用者は、1時間まで減免とする。
- ・ 障害者、乳幼児健診や予防接種目的の利用者、本市の事業協力者は、利用時間について減免する。
- ・ 低公害車利用者は1時間まで減免とする。(区役所利用者の場合は、2時間まで減免となる。)

##### ■参考資料■

#### 1 3区駐車場利用者アンケートによる減免時間の希望

「1時間以内」が約58%と最も多くを占め、「30分以内」を含めると約6割が1時間以内の減免を希望している。このほか、「2時間以内」との回答も約2割を占める。

◆減免時間希望（3区駐車場利用者アンケート）（平成19年7月実施）



## 2 本市施設における減免対象と減免時間

施設名	減免対象・時間
<b>市立病院</b> ・市民病院 ・みなと赤十字病院 ・脳血管医療センター	・30分までの利用者は無料 ・身体障害者手帳等の交付を受けている者及びその介護者は利用時間無料
<b>中央図書館</b>	—
<b>スポーツ施設</b> ・各区スポーツセンター	・本市主催、共催又は後援する事業者は利用時間無料 ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、知的障害者更生相談所において知的障害と判定を受けた者及びこれらの介護者は半額
<b>都市公園</b> ・山下公園 ・三ツ沢公園 等	—
<b>市営地下駐車場(道路法に基づく)</b> ・ポートサイド地下駐車場 ・日本大通り地下駐車場 等	・駐車禁止除外指定車の標章の交付を受けている者は、3時間まで無料、3時間を越える部分は半額 ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、市長の発行する愛の手帳の交付を受けている者及びその介護者は3時間まで無料、3時間を越える部分は半額

## 3 他都市事例における減免対象と減免時間

都市名		減免対象・時間	
政令指定都市	大阪市	市庁舎	・身体障害者は利用時間無料 ・工事等の作業用車は利用時間無料、納品車は40分まで無料
		区庁舎	・身体障害者は利用時間無料
	堺市	市庁舎 (堺区庁舎と合築)	・身体障害者は利用時間無料 ・窓口来庁者は1時間まで無料
		区庁舎	・窓口来庁者は1時間まで無料
	福岡市(市庁舎)	・国、他の地方公共団体又は市が出資する団体の者は利用時間無料 ・市が主催し、又は共催する事業の協力者は利用時間無料 ・身体障害者は2時間まで無料	
東京都	・身体障害者は利用時間無料 ・低公害車は1時間まで無料		
東京特別区	<例> 千代田区：身体障害者及び高齢者、区役所に手続・相談等の用件のため来庁した者は利用時間無料 大田区：身体障害者、東京都愛の手帳所持者、療育手帳所持者は利用時間無料、区役所に手続・相談等の用件のため来庁した者は1時間無料 足立区：身体障害者、東京都愛の手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は利用時間無料		
その他都道府県	宮城県	—	
	栃木県	・県の機関主催会議等出席者は利用時間無料 ・県議会傍聴者は利用時間無料	
	群馬県	・身体障害者は利用時間無料	
	大阪府	・身体障害者は利用時間無料 ・低公害車は30分まで利用時間無料	
	香川県	—	
市近隣村	藤沢市	・来庁者、市が主催する行事の参加者は3時間まで利用時間無料 ・市以外の団体等が主催する行事の参加者は減額	

#### (4) 収入の還元方法

##### 課題5 収入をどのように還元するか。

###### ■ポイント■

- ・ 有料化に必要なパーキングゲート等駐車場機器の設置費や駐車場を安全に運用するための整理員の人件費など、引き続き一定の維持管理費がかかる。
- ・ 駐車場の規模、立地、駐車場方式によって収益に大きな差が出る。

###### ■解決策例■

- ・ 収入は、駐車場の維持管理費や劣化した駐車場機器の更新費、施設環境の維持費など一定の目的に充てるようにする。

###### ■第1回懇談会での意見■

- ・ 収益は区民へ還元するのが一番理解されやすい。

## ■参考資料■

### 1 有料化のパターン（第1回提示）

**案1：全ての駐車場利用者から料金を徴収する（身障者は除く）**

◆案の評価

- ・利用者の殆どが有料となるため、反発が予想される。
- ・料金徴収の方式がシンプルである。
- ・維持管理費（機器設置費等を含む）を賄った上で、年間約5億円の黒字が見込まれる。

**案2：区役所利用者のみ1時間は無料とする**

（身障者や本市事業協力者・乳幼児健診等の利用時間については無料）

◆案の評価

- ・区役所利用者の多くがこれまでと同様無料のため、理解が得られやすい。
- ・維持管理費（機器設置費等を含む）を賄った上で、年間約2億円の黒字が見込まれる。

※ 収支結果については、平成18年、19年度に実施した市民意見把握アンケート調査結果を元に精査した結果を掲載している。

※ 支出には、駐車場機器更新費や基金で先行取得した用地の買替え費用は含んでいない。

※ 収益は、平成21年度から32年度の12年間の概算平均額で、市庁舎を除いた額である。

### 2 各案の収入の利用者別の内訳について

【案1】の場合、現在の利用者枠の収入分は、約75%（約554,481千円）

【案2】の場合、現在の利用者枠の収入分は、約58%（約254,310千円）

案1	区役所利用者	併設機関利用者	一般利用者	合計
平日昼間 (8時～17時)	334,606千円 【45.5%】	98,246千円 【13.4%】	—	432,852千円 【58.9%】
平日夜間(17時～8時)・休日(24時間)	—	121,629千円 【16.5%】	181,246千円 【24.6%】	302,875千円 【41.1%】
合計	334,606千円 【45.5%】	219,875千円 【29.9%】	181,246千円 【24.6%】	735,727千円 【100%】

案2	区役所利用者	併設機関利用者	一般利用者	合計
平日昼間 (8時～17時)	56,511千円 【13.0%】	88,382千円 【20.3%】	—	144,893千円 【33.3%】
平日夜間(17時～8時)・休日(24時間)	—	109,417千円 【25.1%】	181,246千円 【41.6%】	290,663千円 【66.7%】
合計	56,511千円 【13.0%】	197,799千円 【45.4%】	181,246千円 【41.6%】	435,556千円 【100%】

## (5) その他の課題

### ① 路上駐車が多くなり、周辺の交通に影響が出てしまうのではないか。

- ・ 交通管理者との連携を密にし、取締りの強化を図る必要がある。
- ・ 交通マナーの向上、公共交通機関の利用促進などの啓発を強化する必要がある。

### ② 民間駐車場事業者への影響はあるのか。

- ・ 民間駐車場事業者にとって新たな競合対象となるため、周辺の相場に著しくかい離しないことが必要である。

## (6) 有料化の他に必要な事項

- ・ 有料化だけで全てが解決されるわけではないので、車を利用しないようにするPR活動等を併せて行っていく必要がある。  
また、市民・区民がより使いやすいような改善努力が必要である。(第1回コメント)
- ・ 目的外の利用や極端な長時間駐車に対しては、認証の適正化を図る等利用者のマナー向上を図る必要がある。
- ・ 環境施策との体系的な整理が必要である。